

## ひたちなか・東海広域事務組合消防本部消防長交際費の支出及び公表の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、消防行政の円滑な執行を図り、及び適正な支出に資するため、消防長(代理による出席者を含む。)が消防本部を代表して行う外部の個人又は団体等との交際に要する経費(以下「交際費」という。)に関する支出及び公表の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(支出範囲)

第2条 交際費は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、必要最小限の金額を支出するものとする。

(支出区分)

第3条 交際費の支出区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 慶祝
- (3) 弔慰
- (4) 壮途
- (5) 渉外
- (6) その他

(支出基準)

第4条 交際費の支出基準は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、宗教団体、政治団体及び市村が出資する団体の事業等については、交際費を支出しない。

(公表基準)

第5条 交際費は、その内容を公表するものとする。

2 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出内容
- (3) 支出区分
- (4) 支出金額

3 交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに組合のホームページに掲載することにより行うものとする。

4 交際費の公表に当たっては、ひたちなか・東海広域事務組合個人情報保護条例(平成24年ひたちなか・東海広域事務組合条例第3号)に基づき、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

(見直し)

第6条 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(補則)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定めるものとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

支出区分	支出内容	支出額等
(1) 会費	ア 懇談会や会合， 会食等に係る会費	当該会費の額。ただし，会費の額の定めがない場合は，10,000円を限度に支出する。
(2) 慶祝	各種行事，式典，総会，祝賀会，大会等への祝い金。ただし，組合及び市村が補助金を交付している行事等に対しては，原則として支出しない。	10,000円を限度に支出する。
(3) 弔慰	ア 市村の正副消防団長の本人に対する香料等 イ 現職の市村の消防団員本人に対する香料等 ウ 消防行政に対し多大な功績があり，消防長が必要と認める者に対する香料等	10,000円を限度に支出するほか，消防長が必要と認めたときは，生花又は花輪1基を供する。
(4) 壮途	市村民等が消防行事等の全国大会等へ参加するとき。	10,000円を限度に支出する。
(5) 渉外	消防行政の運営上必要な外部機関との交渉，表敬訪問等における土産品等の物品購入，来客時等における賄い	相当額
(6) その他	(1) から (6) までのいずれにも属さないもので，交際費を支出することが消防行政の運営上特に必要なものと消防長が認めたもの	相当額